

表 2 中で該当事例があったカテゴリーのみの分布を示したのが図 1 である。

養護教諭が把握した事例のうち、児童虐待防止法に規定された「性的虐待」に該当するのは半数以下（42.8%）に過ぎず、「同

居している男性」、「見知らぬ男性」から女兒が被害を受ける事例が全体の 3 分の 1 を超えている。男性同胞からの女兒の被害も 6%ある。さらには、先輩を含めた児童生徒間での性的被害が全体の 2 割弱を占める。

図 1 被害者と加害者の関係

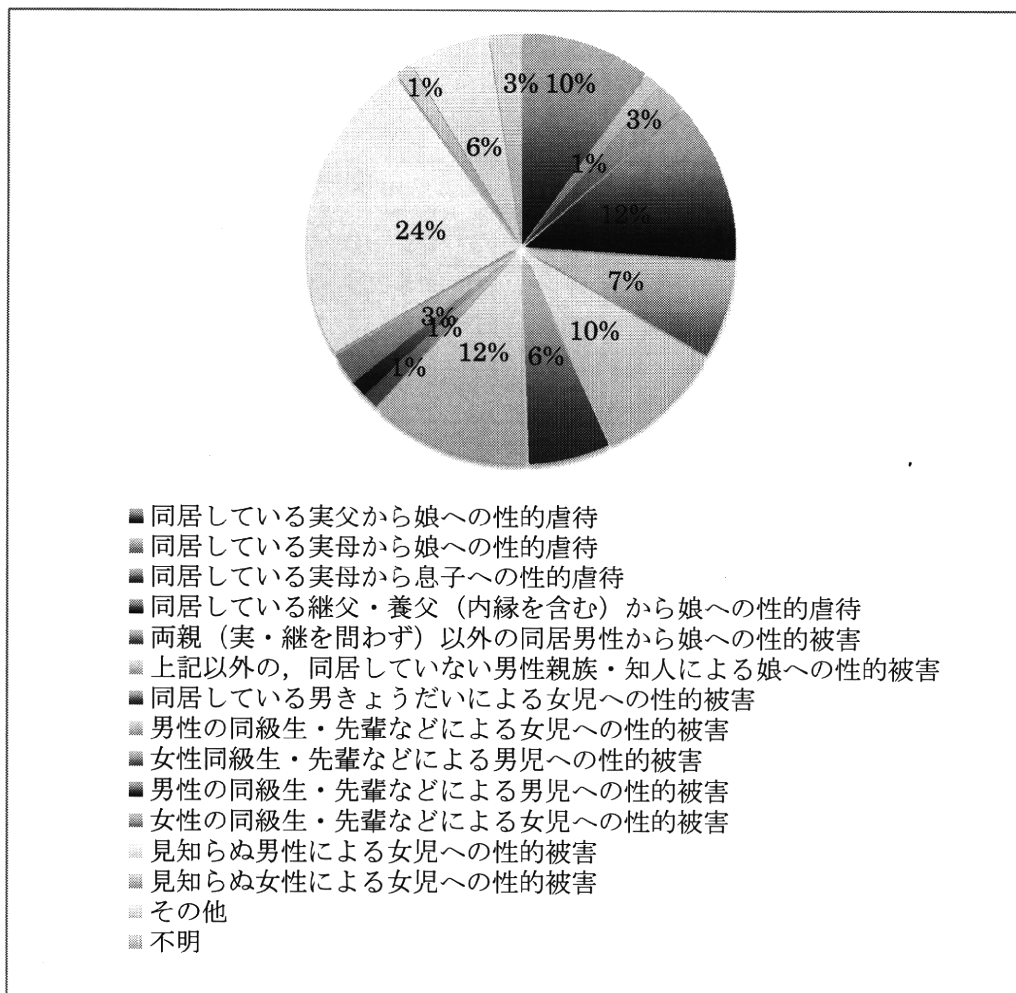


表3 被害者と加害者の関係（回答者校種別）

	合計	同居している実父から娘への性的虐待	同居している実母から娘への性的虐待	同居している実母から息子への性的虐待	同居している継父・養父（内縁を含む）から娘への性的虐待	両親（実・継を問わず）の同居男性から娘への性的被害	上記以外の同居していない男性親族・知人による娘への性的被害	同居している男きょうだいに同居している女児への性的被害	同居している女児への性的被害	男性の同級生・先輩などによる女児への性的被害	女性同級生・先輩などによる男児への性的被害	男性の同級生・先輩などによる男児への性的被害	女性の同級生・先輩などによる女児への性的被害	見知らぬ男性による女児への性的被害	見知らぬ女性による女児への性的被害	その他	不明	非該当	n
全体	47	8	1	2	10	6	8	5	10	1	1	2	19	1	5	2	84	133	
	100.0	17.0	2.1	4.3	21.3	12.8	17.0	10.6	21.3	2.1	2.1	4.3	40.4	2.1	10.6				
小学校	12	1	0	1	1	1	2	0	2	0	0	1	5	0	3	0	38	50	
	100.0	8.3	0.0	8.3	8.3	8.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	8.3	41.7	0.0	25.0				
中学校	12	4	0	0	4	2	1	3	3	0	0	0	4	0	0	1	23	36	
	100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	16.7	8.3	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0				
高等学校	16	2	0	0	4	2	3	2	3	0	0	1	9	1	1	1	10	27	
	100.0	12.5	0.0	0.0	25.0	12.5	18.8	12.5	18.8	0.0	0.0	6.3	56.3	6.3	6.3				
特別支援学校	6	1	0	0	1	1	2	0	2	1	1	0	1	0	1	0	9	15	
	100.0	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7				
小中一貫校	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

被害者と加害者の関係を回答者の校種別に示したのが表3である。前述した「防止法に規定する性的虐待に該当する事案よりも、より広い性的被害に該当する事案の方が多い」という傾向は、小学校や特別支援学校には見られても、中学校・高等学校になると見られなくなっていく。性的虐待が発覚してくる過程を考えると、小学校や特別支援学校では、防止法が規定する性的虐待の被害を把握できていないだけであるという可能性もある。

では、その性的虐待・性的被害を把握したきっかけはどうなっているのか。表4に結果を示す。複数回答であり、被害者本人の訴えがその他の疑いの契機と重複していることは十分に考えられるが、実に90%超が何らかの形で本人の訴えを把握の契機としている。性的虐待や性的被害の結果として児童生徒に現れる症状（性化行動や抑うつ）によって疑われたという事案はそれぞ

れ1割程度しかない。小学校や特別支援学校では、被害に遭った児童生徒がそれを被害と認識できていなかったり、言語報告の能力に乏しかったりするため、防止法が規定する性的虐待の把握がしにくいことは考えられることである。この点について、被害者に何らかの発達的な問題があったケースの検討をしてみる。被害者に発達的な問題があったとされている事例は15例で、特別支援学校で報告されている事例は6例であるから、小中学校や高等学校においても、発達的な課題をもった児童生徒が性的虐待の被害に遭っている実状が窺われる。こうした被害者の障害名は知的障害が5例、高機能自閉症またはアスペルガー症候群が1例、その他が9例となっている。その他の内容がわからないため断定的なことは言えないが、被害者の言語性が低いことが性的虐待の被害を受けやすいのかもしれない。

表4 被害把握の契機

カテゴリー名	n	%
被害を受けた児童生徒本人から養護教諭への直接的な訴え	33	67.3
被害を受けた児童生徒本人から担任等を経由した訴え	13	26.5
被害を受けた児童生徒の家族や親族からの直接・間接の訴え	10	20.4
被害を受けた児童生徒の友人から養護教諭への直接的な訴え	3	6.1
被害を受けた児童生徒の友人からの担任等を経由した訴え	2	4.1
被害を受けた児童生徒の友人の家族・親族からの直接・間接の訴え	1	2.0
被害を受けた児童生徒の過度の性的関心や言動	5	10.2
被害を受けた児童生徒の性的逸脱行動	2	4.1
被害を受けた児童生徒の性関連疾患ないし妊娠	3	6.1
被害を受けた児童生徒の示す攻撃的言動	1	2.0
被害を受けた児童生徒の示す抑うつ的な言動	6	12.2
被害を受けた児童生徒の作文や絵画などの作品	1	2.0
その他	5	10.2
不明	1	2.0
全体	49	100.0

養護教諭が性的虐待・性的被害の対応をするにあたって感じた困難についてまとめたのが表5である。49事例について224項目の回答が寄せられていて、単純平均でもひと事例につき4.6点の困難を感じているということになる。困難はきわめて多岐にわたっていることも表から窺える。その中でも、「事実関係の聴き取り」は唯一50%を超える回答率になっていて、やはりこの点が最も困難と感じられていることがわかる。また「誰にも言わないでと頼まれた時の対応」という回答もほぼ3事例に1つの比率で回答されていて、これもまた事実関係の聴き取りをしていく上での困難さと同根のものと考えられる。さらに、被害者と

の信頼関係の構築についても20.4%が困難だと回答している。

被害者の児童生徒が示す二次的な問題行動への対応(38.8%)、その周囲の児童生徒への配慮(20.4%)、直接の加害者への対応(28.6%)、加害者ではない家族・親族への対応(18.4%)と、ケースの処遇に関する困難感はあるながら強い。ところが、その一方で担任との協力関係(30.6%)、教職員集団でのコンセンサス形成(22.4%)という回答率の高さは、性的虐待や性的被害への学校の対応がなかなかチームワークを機能させられないでいる実態を示していると思われる。

表5 対応に当たっての困難

カテゴリー名	n	%
事実関係の聴き取り	28	57.1
信頼関係の構築	10	20.4
「誰にも言わないで」と頼まれたことへの対応	16	32.7
「帰りたくない」と言われたことへの対応	5	10.2
性的虐待・性的被害による二次的障害と思われることがら（リストカット、摂食障害、学習意欲の低下等）への対応	19	38.8
その他（被害を受けた児童生徒への関わり方に関するもの）	8	16.3
被害を受けた児童生徒の同胞への配慮	8	16.3
被害を受けた児童生徒の友人への配慮	10	20.4
被害を受けた児童生徒が絡むいじめの問題への対応	4	8.2
その他（周囲の児童生徒への関わり方に関するもの）	0	0.0
家族・親族からの学校や担任への非難、批判等の攻撃的言動	2	4.1
直接の加害者ではない家族・親族との協力関係	9	18.4
直接の加害者である家族・親族への対応	14	28.6
その他（被害を受けた児童生徒の家族・親族への関わり方に関するもの）	1	2.0
担任との協力関係	15	30.6
管理者の理解を得ること	8	16.3
被害を受けた児童生徒への個別対応の場所の確保	7	14.3
被害を受けた児童生徒への個別対応の時間の確保	13	26.5
会議の時間の確保	1	2.0
教員自身の情緒的な安定	3	6.1
理解と対応について教員集団全体でのコンセンサスを得ること	11	22.4
その他（校内での支援体制に関するもの）	4	8.2
通告しても児童生徒が家庭から分離されないこと	1	2.0
学校の対応について具体的な指導助言が得られない	6	12.2
家族・親族への有効な手だてが講じられない	10	20.4
関係機関の動きについて情報が得られない	5	10.2
その他（関係機関との連携に関するもの）	3	6.1
その他	0	0.0
不明	3	6.1
全体	49	100.0

3. 研修その他に関連して

表6に、回答者が性的虐待・性的被害への対応にあたって、自らに必要だと考えて

いるスキルと、自分以外の教職員に持っているスキルと、自分以外に持っているスキルについて判断をまとめた。

表6 対応に必要と考えるスキル

カテゴリー名	自らに求めるもの		自分以外の教職員に求めるもの	
	n	%	n	%
虐待の事実確認のための面接技法	28	57.1	33	67.3
被害を受けた児童生徒への日常的な関わりの留意点	32	65.3	40	81.6
被害を受けた児童生徒へのカウンセリング的な関わりの技法	28	57.1	25	51.0
家族・親族との面接の技法	32	65.3	37	75.5
対応に係る法律的な知識	31	63.3	27	55.1
対応に係る制度的な知識	33	67.3	29	59.2
性的虐待・性的被害による子どもの発達の影響に関する知識	37	75.5	37	75.5
その他	0	0.0	0	0.0
不明	2	4.1	2	4.1
全体	49	100.0	49	100.0

どの選択肢に対しても必要性を感じていて、特定のスキルに回答が集中するということにはなかった。おおまかな傾向として、自らについても自分以外の教職員についても、何よりも基礎的な知識が必要であると判断している。その上で、自らについてはさらに詳細で具体的な知識への要求度が高く、自分以外の教職員に対しては日常的な児童生徒への対応を中心として、対人的なスキルの向上への要求度が高い。遭遇体験についての集計で、担任との協力関係や教職員内でのコンセンサス形成に課題意識を有する養護教諭が少なくなかったことと考え合わせると、養護教諭には、一般教員が性的虐待・性的被害を受けた児童生徒に対応するときの適切さについて不安があるのかもしれない。

次に、性教育において性的虐待・性的被害のテーマをどの程度に扱うべきかについ

での判断をまとめたのが表7である。この判断に関しては、実際に性的虐待・性的被害の事例に遭遇した経験の有無による有意差が1か所だけ見られた。「実際にそのような被害に遭っている児童生徒がいないと確信できている場合に限って積極的に取り入れるべきだ」という判断についてのみ、遭遇体験がある群が(15.8%)、ない群(2.8%)に比べて明瞭に肯定的な判断をしていた。「積極的に取り入れるべきだ」という判断についてはどちらの群も1割弱の回答者が選択していて、性教育における性的虐待・性的被害の扱いに関する積極性では両群に顕著な差はないと考えられるだけに、実際に事例に遭遇することで、被害者の心情理解の困難さや被害後の心理過程の複雑さなどについての理解が進み、授業の中で問題を取り扱うことについての慎重さが高まっているものと思われる。

表7 性教育に対する考え方

カテゴリー名	n	%
積極的に性的虐待・性的被害の問題を取り入れて考える材料にすべきだ。	13	9.8
実際にそのような被害に遭っている児童生徒がいないと確信できている場合に限って積極的に取り入れるべきだ。	9	6.8
統計資料等を紹介して、自他を尊重することについて考える手がかり程度に利用すべきだ。	63	47.4
他の種別の虐待と同列にして、積極的に取り入れるべきだ。	18	13.5
虐待の被害に遭っている児童生徒がいないと確信できている場合に限って、他の種別の虐待と同列にして積極的に取り入れるべきだ。	16	12.0
虐待一般の話題に留めて、敢えて性的虐待・性的被害をくくり出すような扱いはしない方がいい。	38	28.6
性教育では性的虐待・性的被害の問題は扱わない方がいい。	4	3.0
その他	34	25.6
不明	4	3.0
全体	133	100.0

なお、回答者の性教育に対するコミットメントの違いと、各種の判断との関連性は有意なものが見出されなかった。

4. 関係機関との連携について

表8は、性的虐待・性的被害のケースに対応する際に必要だと感じている関係機関についての判断である。児童相談所が8割強の回答者で選択されていることは不思議に当たらないが、市町村の要保護児童対策地域協議会はわずか20%強の選択でしか

ない。また、教育委員会よりも警察や医療機関の方が連携先として優先されていることなどを合わせると、回答者が性的虐待・性的被害事例への対応に高い困難性を感じているのではないかと推察される。その一方で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの期待が著しく高いこと理由は定かではないが、対応への迷いの大きさからくる助言への期待かもしれない。

表8 対応に必要と考える関係機関

カテゴリー名	n	%
児童相談所	109	82.0
市町村の要保護児童対策地域協議会	28	21.1
教育委員会	58	43.6
子ども家庭支援センター	64	48.1
警察	68	51.1
医療機関	90	67.7
教育相談機能をもったセンター	54	40.6
療育機能をもったセンター	32	24.1
保健部局	7	5.3
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー	94	70.7
法律的な助言のできる機関	46	34.6
教職員の精神的なケアに関する助言	41	30.8
保護者の心理治療ができる機関	82	61.7
その他	9	6.8
不明	2	1.5
全体	133	100.0

D. 考察

昨年度実施した全国の幼・小・中・高・支援学校から無作為抽出した学校・園の一般教諭を対象とする調査では、性的虐待への遭遇率は0.9%であった。それに対して、本年度行われた養護教諭調査における性的虐待遭遇率は36.8%であり、一般教諭とはかけ離れて高率である。養護教諭の性的虐待遭遇率が、勤務年数とは無関係であることを考え合わせると、学校における性的虐待対応には養護教諭が不可欠であることをあらためて確認させられる。その一方で、これほどまでに遭遇率が異なるのは、養護教諭の気づきが学級担任をはじめとする一

般教諭と共有されていないのではないかと
いう危惧も抱かせる。

一般教諭を対象とする調査で、性的虐待を疑った契機は、ほとんどの事例で、何らかの形で子どもからの訴えであった。養護教諭調査においても、疑い・発見の契機は複数回答であるが、被害に遭っている子ども本人からの訴えという回答は93.8%に及んでいる。昨年度調査で、77.8%の事例で性的虐待以外の虐待が併発していたことを考え合わせると、すでに他の種別の虐待があることが把握されていたとしても、性的虐待が生じていることを疑い・発見するには子どもからの直接的な訴えにその大半

を頼っているということになる。学校現場では、性的虐待の疑い・発見はきわめて受動的な状態にとどまっていることがわかる。なお、調査では、事例の30%に発達障害が認められており、この点も性的虐待・性的被害を的確に疑っていく上での指標のひとつとすべきであろう。

一般教諭への調査でも養護教諭への調査でも、学校現場での対応にどのような困難があるかについて質問している。特に、昨年度調査において、学校現場が性的虐待事例に積極的に取り組めていない状況が把握できたため、養護教諭調査では校内の連携体制に関する困難感についても質問している。その結果、養護教諭からは「担任との協力関係に困難を感じる（30.6%）」、「理解と対応に関する教員集団のコンセンサス形成に困難を感じる（22.4%）」という回答を得た。ここにも、性的虐待・性的被害の事例に対して学校が組織的な対応をしていく上での体制の不備がうかがわれる。また、養護教諭を感じる困難感で最多を占めたのが「事実関係の聴き取り（57.1%）」であったことは、養護教諭が対応の窓口になっている状況を如実に示していると思われる。また、養護教諭は、自分以外の教員に対しては性的虐待に関する基礎的な理解の充実を求める一方で、自分自身に対してはより具体的な対応を学びたいとする回答傾向が見られたのは、養護教諭自身も性的虐待への対応は自分が求心力にならなければならないという思いを持っていることをうかがわせる。

性教育については、一般教諭の認識では、「性的虐待の問題をもっと授業に取り入れるべき」という判断は38.1%であったのに対して、「性教育の充実は性的虐待の予防に有効だ」という判断は70.9%にのぼっていた。ところが、養護教諭では、72.9%の養護教諭が何らかの形で性教育に関与しているにもかかわらず、「性的虐待の問題を積極的に性教育に採り入れるべき」、「他の種類の虐待と同列の扱いで、もっと積極的に採り入れるべき」を合わせても23.4%にとどまっていた。一般教諭は、養護教諭を中心とする性教育に過大に期待するが、実際に対応に当たる養護教諭は授業として扱う上での困難感を強く感じている、という傾向が認められたといえる。

平成20年度と21年度に埼玉県教育委員会が学校現場用の虐待対応事例集を編纂した際に、養護教諭に行った聴き取り調査で、ふたつの課題が浮かび上がった。ひとつは、事実関係の聴き取りの際に、「誰にも言わないから」という約束を子どもに対してしてしまう傾向が強いという点である。この点については、本年度調査でも32.7%の養護教諭が「誰にも言わないで頼まれた時の対応に困難を感じる」と回答している。もうひとつは、「性的虐待事例に対応していく過程で両親関係の崩壊や家庭機能の劣化などが生じると、被害を受けた子どもが対応を進めた教員に対して悪感情を抱くようになる」という傾向が強く、この点に養護教諭が困難を感じているという点である。

E. 結論

本分担研究で行った調査から、学校現場における性的虐待への対応ガイドラインの中に位置づけるべき点を以下のように整理した。

- ① 性的虐待・性的被害に関しては、学校現場は子どもからの直接的な訴えがない限り疑いと発見に至ることがきわめて困難である。この点は、教育行政が実施する研修の中により充実した内容を盛り込む必要がある。
- ② 養護教諭が遭遇する性的虐待・性的被害事例の中で、児童虐待防止法が規定する性的虐待に該当する事例は42.8%に過ぎず、研修は「子どもの性被害の発見と対応」という広い裾野で提供されるべきである。この傾向は、小学校と特別支援学校に顕著で、研修では、「子どもの幼さ」、「子ども自身の障害」という要因によって性的虐待が把握されにくくなっている可能性についても扱われるべきである。
- ③ 学校現場における性的虐待・性的被害事例への対応の中心に養護教諭がいることは確実であり、一般教諭が「個別指導の場の確保」に困難感を抱える実態とも合わせ、

校内の対応体制には養護教諭が確実に位置づけられるべきである。養護教諭には、校内における連携に困難感を抱える者も多いため、他の教育委員会を含む他機関から学校現場に対して養護教諭の位置づけをコーディネートすることも必要である。

- ④ 学校現場での事実関係の聴き取りには強い困難感がある。性的虐待の特殊性と、教員による情報汚染を防ぐという観点からは、性的虐待の訴えに接したり、疑いをもったりした場合には、「まさか、という反応をしない」、「誰にも言わないと約束をしない」という消極的な対応原則をまず徹底し、その上で、「すぐに関係機関・専門機関との協議に入る」という原則に進むということが現実的である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表なし
2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究

研究分担者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	才村 純	関西学院大学人間福祉学部
	津崎 哲郎	花園大学
	増沢 高	子どもの虹情報研修センター
	加藤 典子	大阪府吹田子ども家庭センター
	渡邊 治子	大阪府池田子ども家庭センター
	川中 梨津子	大阪府吹田子ども家庭センター
	鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所
	佐々木 智子	神奈川県中央児童相談所
	長谷川 愉	神奈川県中央児童相談所
	新納 拓爾	神奈川県中央児童相談所
	佐藤 和宏	神奈川県鎌倉三浦児童相談所
	高瀬 泉	山口大学大学院 医学系研究科
	鶴岡 裕晃	日本子ども家庭総合研究所
	有村 大士	日本子ども家庭総合研究所
	板倉 孝枝	日本子ども家庭総合研究所
	永野 咲	日本子ども家庭総合研究所

研究要旨

本研究は「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」の分担研究として、日本の児童相談所における性的虐待相談の実態調査と実務における試行実施をもとに児童相談所における性的虐待対応のガイドラインの策定を目指すものである。ガイドラインの策定にあたっては本研究の他の各分担班の研究成果を取り込むことにより児童相談所の対応体制を構築する。研究期間として3年計画の最終年度である。

本年度は前年度に作成した児童相談所の対応ガイドラインの試行版について全国37自治体の児童相談現場での研修と実務におけるモニターの結果を踏まえ、最終的な対応ガイドラインの策定を行なった。併せて「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の調査研究による関係機関の通告体制、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」において策定が進んでいる被害確認面接技法とそのトレーニングプログラム、「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」において策定が進んでいる施設入所後の子どもへのケア、施設入所後の性的虐待発覚事例の対応等の検討を参照しつつ、初期対応から中長期の支援までの全体的な児童相談所としての援助課題、関係機関への情報発信、実務現場の専門性確保のための研修、組織的な対応チーム体制の確立について基本情報の整理を行なった。

モニター実施機関および全国の児童相談所への調査からは、性的虐待問題への対応ニーズの高まり、通告から子どもの安全確保に至る初期対応体制の確立、立証性のある調査手法確立の必要性等、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まりが認められると共に、なお多くの課題があることも明らかになっている。

欧米の forensic interview に基づく専門的な被害事実確認については児童福祉の立場からの調査面接の確立が必要であることが前年度の研究より明らかになってきているが、同時に刑事司法や医療分野での同時並行的な専門性の確立と相互の連携の必要性が認められる。

また、初動での積極的な調査保護と非加害保護者へのサポート、被害を受けた子どもへの非加害保護者からの援助を進めるための、保護者、非加害保護者向けの冊子案を作成した。

関係機関との連携、特に通告に関しては、「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」との共同作業として、保育所・幼稚園職員、小・中・高等学校等諸学校と放課後児童クラブ職員、を対象とした対応手引きを作成した。これらは各児童相談所から地域連携協議の際に関係機関に配布し、共有することを想定している。これら配布冊子については各現場が実情に合わせて柔軟に加筆・加工出来るようなデジタル資料としての提供を試行段階から行っている。

A. 研究目的

昨年度作成した児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版と保護者向け冊子案につき、複数の児童相談所現場での職員研修と実務の試行実施、それを踏まえた全国児童相談所調査と試行実施のモニター等の精査を経て最終的なガイドラインを策定する。また保護者、特に非加害保護者への対応初期からの支援を補強するための冊子、また通告についての関係機関向けの冊子を併せて作成する。これらの作業では本研究の分担班「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」、「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」の研究成果との調整による全体の対応体制の検討を目指す。

B. 研究方法

まず、昨年度作成した児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版、非加害保護者への支援のための冊子を用いた各自治体児童相談所の職員研修、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」が策定した被害確認面接研修と、実務におけるそれらの試行実施のモニター、この間の全国児童相談所の

相談対応状況の調査等によって把握した児童相談所における性的虐待の対応実態、課題等を踏まえて最終的なガイドライン作成する。併せて保護者、関係機関むけの配布冊子を作成する。

通告対応における、通告機関側の子どもからの情報のキャッチの仕方、通告のための判断・手順については「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の学校等への調査・検討結果と照らしつつ、関係機関現場での課題に焦点化した手引き冊子を作成する。また児童相談所側の通告受理のあり方について整理する。

初期対応に連動する子どもからの被害確認面接については「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の被害確認面接の手法、およびその集中トレーニング、面接実施者へのフォローアップ等について共同作業チームを立ち上げて研修を実施すると共に、初期の通告直後の保護の判断を含む初期被害調査面接についての研修も実施する。

なお、モニター協力児童相談所については、モニター期間中に対応した事例情報を収集すると共に全国児童相談所には性的虐待対応の現状と課題意識、ガイドラインや研修体制についての調査を行なう。

(倫理面への配慮)

調査においては、個人情報の扱いに留意し個人が特定されるような情報項目は極力排除すると共に、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報としてのみの扱いとした。情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、またそれぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、回答は調査対象である個々の機関として許容される範囲内のみの情報提供とし、それをもって情報提供の同意とした。また調査集計を終えた原資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関にあらかじめ通知している。

これらの要件については、昨年度の調査の段階で日本子ども家庭総合研究所倫理規定委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン2009年度試行版を主軸とした研修と実務の試行実施状況

平成21年度に作成したガイドライン試行版の試行実施とモニター、及びそれに併行して実施した被害確認面接研修について、平成21年9月から平成23年3月までの活動実績は表40。以下の資料の通りである。これまでに37自治体職員1,604名を対象に52回のガイドライン研修、253名の児相職員を対象に8回の通告直後の初期被害調査面接のトレーニング研修、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」と共同で、日本各地で5回、171名の児相職員を対象とした被害確認面接の3日間の集中研修と、そのフォローアップのため4回、

131名を対象とした被害確認面接の集中フォローアップ研修、事例が多く発生した各自治体ごとへの10回、延べ182名への被害確認面接の自治体別フォローアップ研修、また、これら各自治体における試行実施全体の進捗状況をモニター・支援すると共に、各現場の貴重な経験からのフィードバック情報を収集するために17回、延べ282名が参加した自治体ごとのガイドラインモニター、その他教員や自治体職員を対象とした研修活動等を実施した。特にガイドライン研修では統一的なアンケート調査(資料3.)を実施して研修受講直後の参加者からの意見収集を行った。

1) ガイドライン研修のアンケート調査

表1.にガイドライン研修直後のアンケート回答者1,135人の職種構成を示す。殆どが児相職員である。

職種	回答人数	構成比
児童福祉司	472	41.6%
児童心理司	338	29.8%
指導員	64	5.6%
保育士	61	5.4%
保健師	33	2.9%
その他	167	14.7%
合計	1135	100.0%

表2.に受講者の所属機関のガイドラインの試行実施に関する参加状況との関係を示す。大半がまだ組織的にはガイドラインの試行実施に入っていない段階であったが、業務時間内の研修に多数の職員が出張派遣されて参加した。表3.はそうした参加者からの研修直後のガイドライン試行版に基づく児相の性的虐待・家庭内性暴力問題への対応体制についての研修への意見である。

表2. 受講者の職場のガイドラインの試行実施への参加

参加の状態	回答人数	構成比
試行実施に参加	339	29.9%
現在検討中	7	0.6%
参加していない	84	7.4%
無回答・不明	705	62.1%
合計	1135	100.0%

表3. 研修内容について

回答項目	回答数	構成比
参考になった	1066	87.3%
やや参考になった	140	11.5%
あまり参考にならなかった	2	0.2%
参考にならない	0	0.0%
無回答	13	1.1%
合計	1221	100.0%

表4. はまた研修終了時点で、ガイドライン研修が提示したいくつかの焦点的な課題についての、受講者の各現場の取り組み状況、課題意識についての見解である。回答概要が直感的に分かりやすいように図1.に構成比を示す。これを見ると、平成21年の時点では通告直後の初期調査や調査保護についての困難性は50%を切るところまで対応が進んできていることがうかがわれる。これに対して性暴力被害兆候の発見など、より、元々の被害の発見と、対応開始以降の医療診察、警察との連携、一時保護所や施設での援助課題が注目されている。一時保護所と施設の援助課題は既に平成20、21年度の調査でも指摘されていたことである。

表4. ガイドライン試行版の説明を聞いた時点の印象として 日常業務の状況について

	課題あり	やや課題あり	部分的に取り組んでいる	既に取り組んでいる	無回答	合計
通告にあたる家庭内性暴力被害の兆候について	352	303	149	44	373	1221
通告に関する機関連携	358	317	169	69	308	1221
初期通告対応について	274	279	253	102	313	1221
初期被害調査について	321	250	236	97	317	1221
調査保護を含む一時保護について	304	291	213	108	307	1221
保護者への対応 加害を犯される人物との接触	350	287	191	93	320	1221
保護者への対応 非加害保護者へのアプローチ	343	273	213	83	310	1222
被害者支援後の専門性・実効性	401	227	223	60	310	1221
医療 性的被害診察のための意思の確保と実施	441	229	149	107	295	1221
医療 精神科治療のための意思の確保と実施	332	286	193	77	333	1221
警察との連携 事件化と被害児童への対応	467	301	118	28	307	1221
警察との連携 事件化による加害者への対応	466	302	106	24	323	1221
一時保護所の処遇課題	411	383	130	27	270	1221
施設での処遇課題	445	338	107	20	313	1221
合計	5265	4044	2450	937	4389	17095

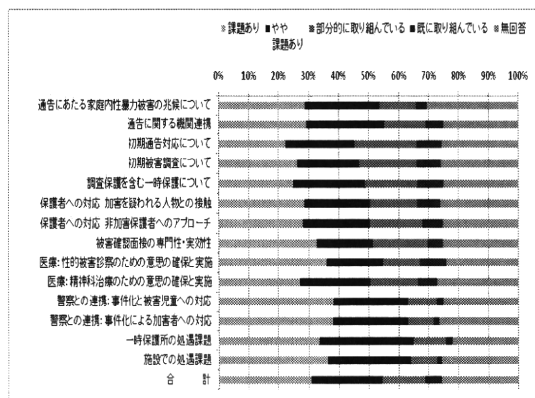


図1. ガイドライン試行版の説明を聞いた時点の印象としての日常業務の状況について(構成比)

自治体各地を回ってのガイドライン研修の経験は、多忙を極める児相現場でも、その現場かすぐ近くで集中的な研修設定を行えば、かなりの数の職員が無理をしても研修参加してくれること、一度に同じ職場の多数の職員が情報共有することで、提供された情報や提案が即座に実務の中での検討に生かされること、特に組織としての意思決定を担う幹部職員やチーム全体が共通の情報、問題意識にもとづいて実務協議に入りやすくなることに大きなメリットが感じられた。また研修提供者側にとって各地の現場実態に直接触れることで、各地の相談現場にはかなりの地域性・個別性があり、統一的なガイドライン作成といった作業では、その都度の各地の現状を踏まえた意見交換やニーズ把握が重要であること、また職員の異動・交替のサイクルがかなり速くなっており、着任早々の新人層と一部の多経歴者の二層構造があることなどがうかがわれた。アンケートの自由記述欄には2万字に迫る意見が寄せられ、各地での研修は直ちにガイドライン策定における共同検討・意見交換のチャンネルを開くことにもなった。

2) 性的虐待の教員研修アンケートと冊子作成

ガイドライン研修と並ぶ類似の経験として教員研修がある。本科研では特に教員を対象とした調査と情報発信は「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の担当領域であるが、ガイドラインの研修に付随して性的虐待を受けた子どもの発見や児童福祉における子ども虐待の対応体制についての教員研修をいくつか経験した。保育所・幼稚園から小学校等の諸学校と児相の連携は性的虐待対応における最優先課題のひとつである。その一例であるが、あるひとつの自治体の養護教諭の全体集会の研修で性的虐待対応の

情報提供を行うと共に参加者へのアンケート調査についての協力をいただくことができた。表 5. はその参加者の概要である。

表5. 子ども虐待・性的虐待問題についての研修参加者

参加者の所属	人数	構成比
小学校養護教諭	301	54.5%
中学校養護教諭	144	26.1%
高等学校養護教諭	82	14.9%
特別支援学校	22	4.0%
中学校・高等学校 養護教諭	2	0.4%
所属不明 養護教諭	1	0.2%
合計	552	100.0%

	男	女	合計
		1	
		551	
		552	

児童虐待の通告は学校と児童福祉機関の連携における最重要課題のひとつである。また日本の独特の対応として、学校からの通告は基本的に個人ではなく組織による通告体制が優先されている。表 6. は各参加者の虐待についての校内組織体制の認識である。図 2. はその構成比を图示したものである。

表6. 子ども虐待対応に関する校内組織体制の有無

	ある	ない	分からない不明確	無回答	合計
小学校	123	114	55	9	301
中学校	68	46	27	3	144
高等学校	20	51	11	0	82
特別支援学校	9	9	2	2	22
中学校・高等学校	0	0	2	0	2
所属不明	0	0	1	0	1
合計	220	220	98	14	552

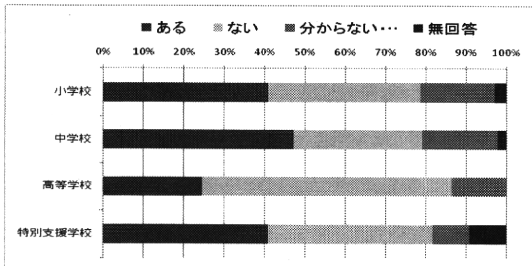


図2. 子ども虐待対応に関する校内組織体制の有無についての学校種別別の回答構成比

校内体制のあるところについて、その内容を尋ねたところ、大半が校内の常設の連絡・協議体制、校長を筆頭にした情報収集と対応判断、対外的な連絡体制を回答している。こうした体制は中学校、小学校では生徒指導上や危機管理体制として類似の体制が既にあることも関係しているようであった。またこうした体制

がないとしたところも、結果的には何かあれば同じようなメンバーによる組織的な対応がとられると回答しており、その違いは日常的な準備についての考え方や虐待事例の経験が全く無い中で切迫した危機感がもたれていないか、逆に日常的に常時経験があつて、ことさらそのためだけの体制が意識されていないことなどが想定された。

各教員の子ども虐待事例への接触の程度に関しては表 7. がひとつの参考になるとみられる。これも直感的に分かりやすくするのに図 3. で構成比を示す。これをみると計算上、1人の教員の虐待事例への遭遇率は小学校より高等学校の方が数倍高いのだが、表 6. 図 2. によれば、組織的な校内体制は高等学校ではあまり強く意識されていないかのようである。

表7. 各養護教諭の子ども虐待事例についてのケース会議の経験

	ケース会議への参加経験					合計	経験事例数	出会い可能件数
	1度も無い	1回	2~5回	5回以上	無回答			
小学校	172	76	7	0	46	301	56	0.2
中学校	16	30	18	0	80	144	59	0.4
高等学校	18	21	18	0	25	82	58	0.7
特別支援学校	12	3	1	0	6	22	5	0.2
中学校・高等学校	2	0	0	0	0	2	0	0.0
所属不明	1	0	0	0	0	1	0	0.0
合計	221	130	44	0	157	552	178	0.3

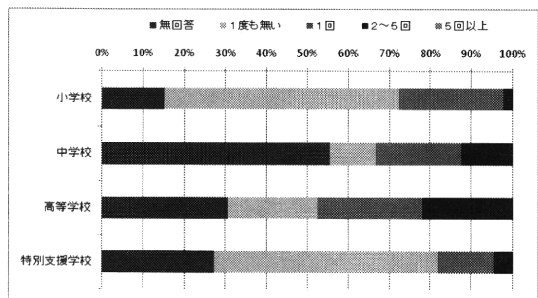


図3. 各教諭の子ども虐待事例についてのケース会議の経験

この研修では、養護教諭が学校内では子ども虐待問題対応のキーパーソンと位置づけられてきた一般的な傾向に合わせ、子どもの性暴力被害についての情報提供を試み、それについて本研究でも重視している forensic interview について尋ねたところ、表 8. 図 4. の通りとなった。

知っている程度	回答数	構成比
だいたい知っている	6	1.1%
よく知らない	127	23.0%
まったく知らない	402	72.8%
無回答	17	3.1%
合計	552	100.0%

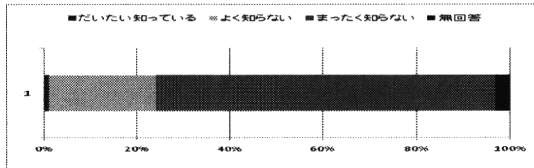


図4. 司法面接についての養護教諭の周知度

これから感じられることは、学校教員と児童福祉機関職員は共通の言葉、共通の知識を持っているようで確かにそうである部分と全くそうでないことがあるということである。この認識はガイドラインに準じて学校教員や保育所・幼稚園職員向けの子ども虐待対応、性暴力被害の発見と通告に関する冊子の作成に結び付いた。(ガイドライン資料参照) これについては「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の研究とも関係している。

2. 全国児童相談所(非モニター児相)へのアンケート調査

平成22年度の本研究の中核はガイドラインのモニター実施とそれに関連する研修の全国展開、及びその後のアンケート調査である。アンケート調査は1)で挙げた研修直後のガイドラインアンケート調査と全国児童相談所の内、ガイドライン試行実施に入っていない全国児童相談所向けのガイドラインについての意見集約のためのアンケート調査、そしてガイドライン試行実施中の各児相への意見集約と対応事例情報の調査を平成22年11月～23年2月に実施した。

ガイドライン試行実施に入っていない全国児相からのアンケート調査は平成20年度に行ったアンケート調査に続いて、各所の性暴力被害に関する相談の概況と本研究班が提示しようとしているガ

イドラインについての意見の収集を意図して作成した(資料4.)。

アンケートは全国201カ所の児相の内、ガイドライン試行実施中の24か所以外、177か所中152か所(回収率85.9%)から回答を得た。

【性的虐待相談件数の推移】

平成19年度から平成22年11月末までの性的虐待相談件数の推移を尋ねた(表9.)。152か所の総件数は微増傾向にある(図5.)。1か月あたりの件数推移をみると増加傾向はより明らかになる(図6.)

表9. 平成19年度～平成22年11月までの相談件数の推移 n=152

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 11月末まで
合計	875	949	952	653
最大値	32	32	50	28
最小値	0	0	0	0
平均	6.16	6.50	6.35	4.38
中央値	4	4	4	3
月平均	72.9	79.1	79.3	81.6

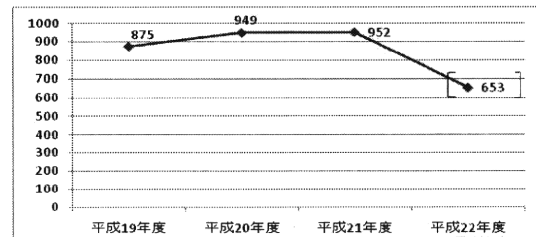


図5. 152児相の性的虐待件数
平成19年度～平成22年4月～11月

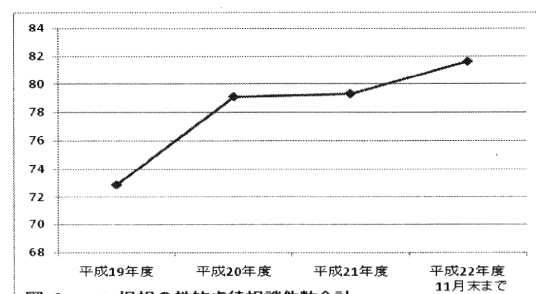


図6. 152児相の性的虐待相談件数合計:
平成19年度～平成22年4月～11月
各月平均件数の推移

【子どもの性暴力被害相談の多様性】

性的虐待は児童虐待防止法の定義に従えば、加害者が誰であるかによって規定された、かなり限定的な出来事だけを指している。これに対し子どもは自分の生活圏内で多様な性暴力被害に遭っており、

その相談援助ニーズは決して少なくない。

表 10. は性的虐待以外の子どもの性被害問題にどの程度各児相が遭遇しているかを尋ねた結果である。数値は件数ではなく遭遇経験がある児相数である。アンケートでは 7 種の性暴力被害を挙げ、8 項目目は「その他 ()」とした。

性的虐待相談以外の性被害相談	児相数	構成比
障害相談に伴う被害問題	105	69.1%
きょうだい間性暴力	77	50.7%
非行相談や性格行動相談	72	47.4%
親族・知人からの性暴力	65	42.8%
他の虐待に伴う家庭内性暴力被害	39	25.7%
施設内性加害・性被害問題	32	21.1%
DVに伴う性被害	21	13.8%
その他(デートDV)	1	0.7%

表 10. では経験児相数の多い順に相談内容を示す。8 項目の「その他」は回答では「デート DV」と記入されている。図 7. は表 10. の 152 か所の児相に占める各相談の経験の構成比を図示した。これらは子どもにとっては深刻な性暴力被害であるが、法的には狭義の性的虐待には当たらない。障害相談に伴う性暴力被害、きょうだい間の性暴力問題等を経験した児相数は多く、高頻度に問題が認知されていることがうかがわれる。ここに挙げたいずれの問題もその大半が、複数の児相で経験されている点が注目される。

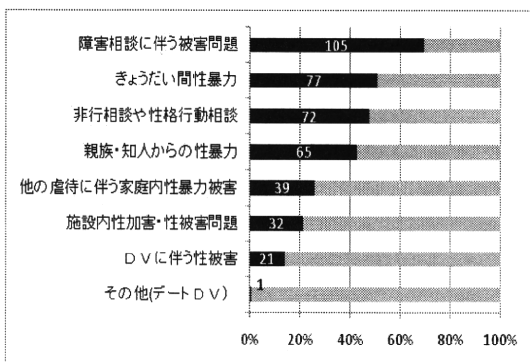


図 7. 性的虐待以外の性暴力被害相談の経験児相数 152 か所中の構成比で多い順に表示

【性的虐待対応ガイドライン試行版の普及】

表 11.~14. は本研究班の性的虐待対応ガイドライン試行版の研修活動で、どの程度、各地の児相に浸透しているか、

「家庭内性暴力被害とその疑い」の考え方や被害確認面接としての forensic interview、その内 本研究班が集中研修を行ってきた NICHD プロトコルによる面接についての普及度等を尋ねている。各回答に対応させて、報告相談件数と 1 か月あたりの平均相談件数(全体と 1 所あたり)を参照した。

ガイドライン試行版の浸透度(表 11.)では、49 か所(32.4%)の児童相談所に研修受講者があり、そこでは平成 19 年度から平成 22 年 11 月までの間に 151 か所の児相の全性的虐待相談件数の 53.3%を担当している。「見たことがある」までを入れると 112 か所(74.1%)で 2,820 件(82.8%)の相談件数を担当する児童相談所が何らかの形で性的虐待対応ガイドラインに接触していることになる。ガイドライン研修を受講した職員がいる児相では算術的には概ね月に 1 件弱の性的虐待相談があることになっている。研修受講者の居ない児相でも 2~3 か月に 1 件弱の相談があることになり、相談件数の多い児相がガイドライン研修受講生を派遣してきたのかもしれない。

厚労科研 性的虐待対応ガイドライン試行版についての児相としての周知度	児相数 n=151	児相数 構成比 %	相談件数 構成比 %	相談件数 (1所あたり)				
				平成19年度 月平均件数	平成20年度 月平均件数	平成21年度 月平均件数	平成22年度 月平均件数	
研修を受けた職員がいる	49	32.5	1816	53.3	39.3	40.0	41.9	45.1
見たことはある	63	35.1	1004	29.5	21.9	22.9	23.7	22.8
まだ見たことがない	39	25.8	587	17.2	11.3	15.2	13.7	13.3
					0.3	0.4	0.4	0.3

【被害確認面接 (NICHD プロトコル日本版) の普及】

被害確認面接 (NICHD プロトコル日本版) のトレーニングについては「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の主担分野であるが、児相の相談対応においても被害事実の確認のための面接技法の普及は必須の重要事項であるので紹介する(表 12.)。

NICHD プロトコル日本版の被害確認面接のトレーニングを受けた職員は、47 か所(30.9%)の児相、51.1%の相談件数を担当している児相にいたることが分か

った。相談事例の出現頻度は先のガイドライン研修の浸透と同様、月1件弱のペースであり、面接トレーニング受講者のいない児相では2~3か月に1件弱の相談のペースであるところも同様である。やはり相談件数、相談頻度の高い児相が被害確認面接のトレーニング受講者の確保を進めてきているとみるのが妥当かもしれない。

表12. NICHDプロトコル 日本版のトレーニング研修について n=152 総相談件数計3429件

被害確認NICHDプロトコル 日本版とその研修について	児相数 n=152	児相数 構成比 %	平成19年 度~平成 22年11月 までの件数	相談件 数構成 比%	平成19年度 月平均件数 (1所あたり)	平成20年度 月平均件数 (1所あたり)	平成21年度 月平均件数 (1所あたり)	平成22年度 月平均件数 (1所あたり)
トレーニングを受けた職員がいる	47	30.9	1751	51.1	38.6	40.4	40.4	39.8
情報として知っている	45	29.6	768	22.4	16.1	15.1	18.8	21.1
知らない	60	39.5	910	26.5	18.3	23.6	20.2	20.8
					0.8	0.9	0.9	0.8
					0.4	0.3	0.4	0.5
					0.3	0.4	0.3	0.3

【forensic interviewの全般的普及】

被害確認面接の手法をNICHDに限らずに何らかのトレーニングを受けた職員の有無を尋ねたところ、さらに同様の結果となっている(表13.)。何らかの被害確認面接のトレーニングを受けた職員は84か所(55.6%)の児相におり、その84か所の児相では平成19年度から平成22年11月までの間の151か所の児相の性的虐待相談の74.6%の性的虐待相談を担当している。表をみると、2か所は決して性的虐待相談が頻度的に低いわけではないが、forensic interviewの技術なしに対応してきていることが分かる。こうした確信的なところ以外では、相談頻度の相対的な高低が面接技術の導入に影響しているとみるのが自然であろう。

表13. 性的被害確認面接のトレーニングを受けた職員の配置 n=151 総相談件数計3419件

性的虐待被害確認面接 (司法面接forensic interview)について	児相数 n=151	児相数 構成比 %	平成19年 度~平成 22年11月 までの件数	相談件 数構成 比%	平成19年度 月平均件数 (1所あたり)	平成20年度 月平均件数 (1所あたり)	平成21年度 月平均件数 (1所あたり)	平成22年度 月平均件数 (1所あたり)
何らかのトレーニングを受けた職員がいる	84	55.6	2552	74.6	56.5	57.1	57.7	62.1
独自に情報は集め検討している	15	9.9	231	6.8	4.2	5.2	6.9	4.5
関心はあるがよ(知らない)	50	33.1	562	16.4	9.9	14.9	12.9	13.6
必要度低い	2	1.3	74	2.2	2.1	1.6	1.8	1.0
					0.7	0.7	0.7	0.7
					0.3	0.3	0.5	0.3
					0.2	0.3	0.3	0.3
					1.0	0.8	0.9	0.5

【「家庭内性暴力被害とその疑い」定義について】

本研究班の性的虐待対応の基本的方針

のひとつに「性的虐待」定義の拡大がある。平成21年度の研究報告およびガイドライン試行版で提示してきた「家庭内性暴力被害とその疑い」の考え方である。子どもの身に起こった性暴力被害が、子どもがそこに所属し依存して生きざるを得ず、それ故、監護責任者、ひいては国・地方自治体にもその安全確保責任がある家庭環境内で起こった場合、それを統一的に扱い、「子どもの安全確保、客観的な事実調査、再被害の阻止とケアの開始」といった統一的な対応対象とすることは、本研究班のガイドライン策定に係る重要な提案のひとつである。これについて各児相の意見を尋ねたのが表14.である。

152か所中、103か所(70.6%)がその必要性を感じるとし、「やや感じる」までを入れると134か所:90%を超える児相がその必要性に肯定的である。ここではサンプル数に偏りがあるが、やはり相談の出現頻度によってその必要性の受け止めに差が生じていることが推測される。

表14. 子どもの性被害を「家庭内性暴力被害とその疑い」として統一的に扱うことについて n=152 総相談件数3429件

性的虐待を含む 家庭内性暴力被害とその疑い についての統一的な対応体制整備の必要性	児相数 n=152	児相数 構成比 %	平成19年 度~平成 22年11月 までの件数	相談件 数構成 比%	平成19年度 月平均件数 (1所あたり)	平成20年度 月平均件数 (1所あたり)	平成21年度 月平均件数 (1所あたり)	平成22年度 月平均件数 (1所あたり)
感じる	103	67.8	2422	70.6	53.3	54.3	54.8	59.3
やや感じる	31	20.4	754	22.0	14.4	17.8	19.4	16.9
あまり感じない	2	1.3	14	0.4	0.4	0.2	0.4	0.3
感じない	1	0.7	10	0.3	0.2	0.3	0.3	0.1
意見保留	15	9.9	229	6.7	4.7	6.6	4.4	5.1
					0.5	0.5	0.5	0.6
					0.5	0.6	0.6	0.5
					0.2	0.1	0.2	0.1
					0.2	0.3	0.3	0.1
					0.3	0.4	0.3	0.3

【即座な初期調査と調査保護の検討】

平成21年度の研究報告およびガイドライン試行版で提示してきた本研究班の性的虐待対応の基本的方針のもうひとつに、通告直後の初期調査の実施と調査保護の検討がある。

「調査保護」の基本概念が曖昧な日本の児童福祉法と相談体制の現状、子どもの安全の確保という共通責任の要請下にあったとしても、児相と保護者が対立しやすく、子どもの被害の訴えに懐疑的・否定的な保護者をはじめ、家庭生活への公権力の介入という保護者からの強い抵

抗・反発を受けやすい「調査保護」については、これまでも各地で議論されてきた。家庭内での子どもへの性暴力が、強い隠蔽工作とタブーとしての文化的な沈黙の壁に隠されてきたこと、客観的証拠性の乏しさ、子どもの立場の弱さ、自分が助けを求めることで家庭・家族にトラブルを起こしてしまうことへの強い恐れなどを経験してきた研究班としては「速やかな直接接触による初期調査と調査保護」は、子どもの家庭内性暴力被害とその疑いに対する「子どもの安全確保、客観的な事実調査、再被害の阻止とケアの開始」と不可分の関係にある重要事項である。

回答のあった 147 か所の児相の内、136 か所 (92.5%) が賛意を示した。ただし、そのうち 92 か所 (62.6%) が「基本的に賛成だが課題あり」と回答しており、意見保留も含めると 7 割に近くなる児相が調査保護の必要性を認めながら、なお実務的な運用においては検討課題があることを指摘していると解される。賛意を示した 147 か所で全相談の 95.5%、課題ありとした 92 か所で全相談の 63.7% の相談を担当してきている。

表15. 初期調査と調査保護について n=147 総相談件数 3368件

最短期間での初期調査の実施と調査保護を検討するという体制について	児相数 n=147	児相数 構成比 %	平成19年 度~平成 22年11月 までの件数	相談件 数構成 比%	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					月平均件数 (1所あたり)	月平均件数 (1所あたり)	月平均件数 (1所あたり)	月平均件数 (1所あたり)
賛成	44	29.9	1069	31.7%	22.6	26.2	22.5	26.8
					0.5	0.6	0.5	0.6
基本的に賛成だが課題あり	92	63.7	2147	63.7%	46.0	45.8	53.5	50.4
					0.5	0.5	0.6	0.5
基本的に有効・妥当性に疑問	1	0.9	31	0.9%	1.0	0.8	0.6	0.3
					0.0	0.0	0.0	0.0
反対	0	0.0	0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0
意見保留	10	3.6	121	3.6%	1.6	4.3	2.2	3.1
					0.2	0.4	0.2	0.3

【調査保護の課題】

調査保護そのものの課題について各児相の意見を求めた。あらかじめ設定した 5 項目と自由記述 1 項目の回答を求めた結果が表 16. である。

表 16. 調査保護の課題について(複数回答) 回答児相数 n=145

調査保護の課題	回答児相数	構成比
① 要件整理が必要	75	51.7%
② 一時保護所の体制整備に課題	71	49.0%
③ 人員体制に課題	68	46.9%
④ 児童相談所の専門性に課題	62	42.8%
⑤ 対応課題が児童福祉領域を超える疑問	44	30.3%
⑥ その他	6	4.1%

表 16. は重複回答であるが、「要件整理」といった運用判断、「人員体制」「一時保護所の体制」といった体制整備、「児相の専門性」といった職員の力量といった 3 領域の課題指摘があった。

表17. 調査保護の課題について(重複回答)の内訳
回答児相数順 (回答児相数145)

① 要件整理が必要	② 一時保護所の体制整備に課題	③ 人員体制に課題	④ 児童相談所の専門性に課題	⑤ 対応課題が児童福祉領域を超える疑問	⑥ その他	児相数	⑥ その他の自由記述
●						22	
●	●					11	
		●				9	
			●			9	
				●		8	
●	●	●	●	●		7	
		●	●	●		6	
		●	●	●		6	
●	●	●	●	●		5	
●		●	●	●		5	
●	●		●	●		5	
●		●	●	●		5	
		●	●	●		4	
●	●	●	●	●		4	
●	●	●	●	●		3	
●	●	●	●	●		3	
●	●	●	●	●		3	
●	●	●	●	●		3	
●	●	●	●	●		3	
●	●	●	●	●		2	
●	●	●	●	●		2	
				●		2	・専門チームの設立、機材整備が必要。 ・被害確認面接の研修を受けた職員が少ない。
●	●	●	●	●		1	無記入
●	●	●	●	●		1	・保育所・学校など、初めに子どもの話を聞く機関の初期対応が不適切なことがある。
●	●	●	●	●		1	
●	●	●	●	●		1	・明確な根拠と判断基準が無いと、保護者や学校の抵抗に対抗できないし、所内での合意も得にくい。
●	●	●	●	●		1	・きょうだい間性暴力への対応。性被害診察医の不足。
●	●	●	●	●		1	
●	●	●	●	●		1	

さらには「児童福祉領域を超える疑問」という項目も見逃せない。児相は基本的に行政サービス機関として相談・支援の専門機関であり、英米の児童保護局:CPSのような介入保護と調査の権限に特化した機関ではない。このことは性的虐待問題では特に突出的に目立ってくるが、裁判所が直接に子どもの身柄の扱いや援助方針に関する親権についての判断をも管理する体制の中で、刑事・民事の両方の裁判所事案の処遇決定に直接関与する体制下での児童保護局:CPSの機能と、日本の法体制下における一行政サービス機関である児童相談所の役割・権限が大きく異なっていること、社会一般のコンセンサスも異なっていることが背景にある。

重複回答はその内訳をみるとかなり複雑な構造になっている。表 17. はその回答の組み合わせを示す。全体としてはかなり複雑であることが分かるが、多数が占めるのは運用判断における要件整理に注目した一群と一時保護所の対応体制をはじめとする人員体制課題に注目する群である。児相の専門性についての問題意識と児童福祉領域を超えるとの疑問を抱く群とは若干ずれているのが分かる。

【被害確認面接の実施状況】

forensic interview としての被害確認面接の実施経験を尋ねたところ、表 18. にみられるような実態が明らかとなった。重複回答の組み合わせは複雑で、その内訳を表 19. に示す。

表 18. 被害確認面接の実施経験(重複回答)
回答児相数 n=140

現在の状況	実施経験	回答児相数
①	NICH D	20
②	RATAC	27
③	その他の専門的面接	13
④	工夫した事情聴取面接	51
⑤	現在実施を検討中	11
⑥	実施経験・予定無し	42

表 19. 被害確認面接の実施経験
(重複回答)
回答児相数 n=140

① N I C H D	② R A T A C	③ そ の 他 の 専 門 的 面 接	④ 工 夫 し た 事 情 聴 取 面 接	⑤ 現 在 実 施 を 検 討 中	⑥ 実 施 経 験 ・ 予 定 無 し	回 答 児 相 数
●	●		●			3
●	●					4
●		●				2
●						9
	●		●			5
	●					15
		●	●			2
		●				9
			●	●		1
			●			38
				●		10
					●	42
合計 回答児相数						140

【ガイドラインの必要性と内容について】

表 20. の各項目は、これまでのガイドライン研修やその他の様々な接点で児相関係者を中心に意見交換してきたテーマである。回答は5段階評価とし、「1」が肯定的、有効・必要、「5」が否定的、要件等・疑問と設定している。152か所の児相の内、概ね148か所(97.4%)が回答、これは元の非モニター児相全177か所の83.6%にあたる。

表 20. ガイドラインが提案する諸内容についての各児童相談所の評価(5段階)

各項目内容	有効: 1 ~要検討・疑問: 5 とした平均得点	合計 回 答 数	最 大 値	中 央 値
10 児童相談所での性的虐待対応ガイドラインの必要性	1.4	200	4	1
11 通告直後の初期被害調査面接の有用性	1.5	227	4	1
12 専門的な被害確認面接の有用性	1.5	222	4	1
13 性的虐待対応ガイドラインの研修の普及	1.5	215	4	1
14 専門的な被害確認面接トレーニングの提供	1.4	214	4	1
15 調査保護の判断要件基準を設定する必要性	1.7	246	4	1
16 一時保護所の対応体制の充実の必要性	1.4	210	4	1
17 児童福祉施設の性的被害児への対応体制充実の必要性	1.3	197	4	1
18 非加害保護者支援の考え方の有用性	1.8	262	4	1

5段階評価の得点は1.3~1.8の範囲内に分布し、ガイドラインの必要性、その普及のための研修やトレーニング機会の提供、初期被害調査面接、被害確認面接、非加害保護者への支援の考え方の有用性はほぼ支持されたものと解される。同時に調査保護の要件基準の設定の必要性、一時保護所や施設の体制整備の必要性について強い指摘があったと解される。

【性的虐待対応の各所の現状・課題】

アンケートでは各児相の性的虐待・家庭内性暴力被害、その他の子どもの性的問題について各現場が感じていること、課題等の情報提供を求めた。回答は「資料 非モニター児相へのアンケート調査自由記述」にまとめた。多くの内容は統一的な対応の答えに結びつくよりは、今後の実務・実践における問題意識、課題テーマとして引き続き議論と情報交換を進めるべき内容であると考えられる。

なお調査時点で個別情報は公開しないとの約束であり、回答中の固有名詞等、個別的な情報内容は削除・加工して掲載している。

3. ガイドライン試行実施、モニター児相での検討について

1) ガイドライン試行版の試行実施

試行実施は、平成 21 年度に本研究班が作成した「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版」について、その相談実務での適用結果と使い勝手についてのモニター・フィードバックが主たる目的である。11 か所の自治体 24 児相で実施され、その内 10 自治体では被害確認面接のトレーニング研修がセットとなり、面接トレーニング研修とガイドライン研修、実務におけるモニター、フォローアップが実施された。

ガイドラインについては原則的にその児童相談所の職員ができるだけ多く業務時間内に参加できる機会を設けるために、児童相談所やその近くの自治体から提供を受けた会場で、連続的、断続的に複数回のガイドライン試行版研修を実施、また一時保護所での援助に重点を置いた一時保護所職員対象のガイドライン研修や、新任職員向けの基礎研修と組み合わせ要請にも応じて研修設定した。これらに合わせて被害確認面接の集中トレーニング研修や通告直後の初期調査における子どもへの初期被害調査面接のトレーニング

研修も実施した。期間は平成 21 年 1 月の研修を皮切りに平成 21 年 5 月までに全ての試行実施自治体でのガイドライン研修を終え、終了は平成 23 年 3 月初旬である。ただしいずれの自治体現場でも実務的にはまだ始まったばかりという印象で、今後数年の実務経験と検討を経なければ初期の体制整備や技術的な実装には至らないとみられる。そういう意味ではこれらの試行実施は各実務現場での意識的な取り組みの開始を手伝った程度の位置づけとなる。

2) 試行実施現場

試行実施のための研修は各相談所の人員体制、組織としての課題、各職員の経験、相談対応の考え方等様々な要因との出会いとなった。そのうち 2 か所の自治体では独自に性的虐待対応をテーマとした業務体制の検討会、自治体版ガイドライン作成のための検討会等が開始されていた。本研究班はそれらの動きに合流する形となった。いずれの自治体の作業も本研究班の活動終了後も継続されている。

実務上のモニターは、組織体制や相談対応の考え方、各所の体制についての断続的な意見交換を行いながら、実際の相談事例の発生に応じて実務上の適用状況等を検討することとなった。これは相談事例がいつ発生するかによるので、その時期や件数ともに流動的で、結果的にかなりのバラつきが生じた。また全ての相談状況が常時モニターされているわけではなく、研究班側も人員などの制約もあって、全ての事案が統一的な基準で検討されたわけではない。それでも最終的には 20 児相から 176 事例の経験が報告された。

3) ガイドラインに関する各所での検討アンケート調査による集約情報

ガイドラインに関するモニター児相での検討は事例ごとの特徴や各所の実情に